

令和8年9月2日
障 害 福 祉 部
障害保健福祉課

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の
一部を改正する条例

1 主旨

児童福祉法の規定に基づき、今般、厚生労働省令が改正されたため、世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案を、令和8年第3回区議会定例会に提案する。

2 主な改正内容

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(以下、「こども性暴力防止法」と言う。)が令和8年12月25日に施行されることに伴い、改正された厚生労働省令に基づき、条例において、児童を対象とした性暴力等の防止等に係る規定を定める。

3 改正案

別紙 新旧対照表のとおり

4 施行予定日

令和8年12月25日

5 その他

「こども性暴力防止法」の施行に向けて、現在、区では、区が運営する施設や事業の対応を進めるとともに、民間事業者に対しても、国のガイドラインの周知や制度内容の説明会、国システムへの登録の取りまとめ等を順次実施する。

法施行日までに義務対象事業者が対応すべき事項である「対象業務従事者の範囲の検討・確定」や「採用過程での性犯罪前科の事前確認」等の『犯罪事実確認・防止措置』及び、「性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール」の策定・周知や「従事者向け研修の計画策定・実施等」の『安全確保措置の実施のための体制整備』等を着実に進めていく。また、区報や区HP等で制度周知に取り組む。

義務対象事業者の現職者の犯罪事実確認については、法施行から3年以内に実施することとされているが、対象者が約 280 万人いることから、現在、国は各都道府県を 27 区分に割り振り、犯罪事実確認書の分散申請を実施するとしており、今後、区は国から示されるスケジュールに基

づき対応していく。

なお、認定対象事業者の現職者の犯罪事実確認については、認定から1年以内に実施することとされているが、現時点で、手続きの詳細等は未定。

6 今後のスケジュール(予定)

令和8年9月 令和8年第3回区議会定例会(改正条例案の提案)

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	○世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
令和元年10月 1 日条例第27号	令和元年10月 1 日条例第27号
改正	改正
令和 2 年 3 月 4 日条例第 9 号	令和 2 年 3 月 4 日条例第 9 号
令和 3 年 3 月 9 日条例第13号	令和 3 年 3 月 9 日条例第13号
令和 3 年 6 月25日条例第34号	令和 3 年 6 月25日条例第34号
令和 4 年 3 月 7 日条例第10号	令和 4 年 3 月 7 日条例第10号
令和 5 年 3 月 6 日条例第12号	令和 5 年 3 月 6 日条例第12号
令和 5 年 6 月27日条例第44号	令和 5 年 6 月27日条例第44号
令和 6 年 3 月 5 日条例第17号	令和 6 年 3 月 5 日条例第17号
令和 7 年 3 月 5 日条例第54号	令和 7 年 3 月 5 日条例第54号
<u>令和 8 年●月●日条例第●号</u>	
世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
目次 (略)	目次 (略)
第 1 条～第43条 (略)	第 1 条～第43条 (略)
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u>	
第44条 <u>指定児童発達支援事業者は、法第21条の 5 の18第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第69号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及</u>	第44条 <u>削除</u>

改正後	改正前
<u>び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	
第45条～第60条 （略） （準用）	第45条～第60条 （略） （準用）
第61条 第４条、第７条及び第４節（第15条、第27条第１項、第28条、第29条第１項、第33条、第35条、<u>第44条</u>及び第49条第２項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第38条中「発達支援室の定員（第10条第３項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）」とあるのは、「発達支援を行う場所の定員」と読み替えるものとする。	第61条 第４条、第７条及び第４節（第15条、第27条第１項、第28条、第29条第１項、第33条、第35条及び第49条第２項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第38条中「発達支援室の定員（第10条第３項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）」とあるのは、「発達支援を行う場所の定員」と読み替えるものとする。
第62条～第81条 （略） （準用）	第62条～第81条 （略） （準用）
第82条 第11条から第14条の２まで、第16条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条から第48条まで、第49条第１項及び第50条から第53条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第11条第２項中「（次条、第30条第１項及び第53条第２項第２号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第82条において準用する次条、第82条において準用する第30条第１項及び第82条において準用する第53条第２項第２号において「放課後等デイサービス計画」と、第26条第２項ただし書中「次条第１項」とあるのは「第81条第１項」と、第29条第２項中「第27条第２項」とあるのは「第81条第２項」と、第38条中「定員（第10条第３項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と読み替えるものとする。	第82条 第11条から第14条の２まで、第16条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条から<u>第43条まで、第45条から</u>第48条まで、第49条第１項及び第50条から第53条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第11条第２項中「（次条、第30条第１項及び第53条第２項第２号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第82条において準用する次条、第82条において準用する第30条第１項及び第82条において準用する第53条第２項第２号において「放課後等デイサービス計画」と、第26条第２項ただし書中「次条第１項」とあるのは「第81条第１項」と、第29条第２項中「第27条第２項」とあるのは「第81条第２項」と、第38条中「定員（第10条第３項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と読み替えるものとする。
第５節 共生型放課後等デイサービスに関する基準	第５節 共生型放課後等デイサービスに関する基準

改正後	改正前
(準用) 第83条 第7条、第8条、第11条から第14条の2まで、第16条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条から第48条まで、第49条第1項、第50条から第56条まで、第76条及び第81条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第83条において準用する次条、第83条において準用する第30条第1項及び第53条第2項第2号において「共生型放課後等デイサービス計画」と、第38条中「定員（第10条第3項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。））」とあるのは「定員」と読み替えるものとする。	(準用) 第83条 第7条、第8条、第11条から第14条の2まで、第16条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条から第43条まで、第45条から第48条まで、第49条第1項、第50条から第56条まで、第76条及び第81条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第83条において準用する次条、第83条において準用する第30条第1項及び第53条第2項第2号において「共生型放課後等デイサービス計画」と、第38条中「定員（第10条第3項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。））」とあるのは「定員」と読み替えるものとする。
第84条～第94条 （略）	第84条～第94条 （略）
(準用) 第95条 第11条、第12条、第14条、第14条の2、第16条から第26条まで、第28条から第30条（第6項及び第7項を除く。）まで、第30条の2、第31条、第32条、第34条、第36条、第37条、第39条から第48条まで、第49条第1項、第50条、第51条の2、第51条の3第1項、第52条及び第53条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第11条第2項及び第12条（第1項、第3項及び第8項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第93条第1項」と、第29条第2項中「第27条第2項」とあるのは「第93条第2項」と、第30条第1項及び第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第12条第4項中「第30条第4項に規定する領域との関連性及	(準用) 第95条 第11条、第12条、第14条、第14条の2、第16条から第26条まで、第28条から第30条（第6項及び第7項を除く。）まで、第30条の2、第31条、第32条、第34条、第36条、第37条、第39条から第43条まで、第45条から第48条まで、第49条第1項、第50条、第51条の2、第51条の3第1項、第52条及び第53条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第11条第2項及び第12条（第1項、第3項及び第8項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第93条第1項」と、第29条第2項中「第27条第2項」とあるのは「第93条第2項」と、第30条第1項及び第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第12条第4項中「第30条第4項に規

改正後	改正前
び障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」とあるのは「第30条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第46条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない。」と読み替えるものとする。	定する領域との関連性及び障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」とあるのは「第30条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第46条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない。」と読み替えるものとする。
第96条～第99条 （略） （準用）	第96条～第99条 （略） （準用）
第100条 第11条、第12条（第4項を除く。）、第14条、第14条の2、第16条から第26条まで、第28条から第30条（第4項及び第5項を除く。）まで、第30条の3、第31条、第32条、第34条、第36条、第37条、第39条、第41条から第48条まで、第49条第1項、第50条、第51条の2、第51条の3第1項、第52条、第53条及び第92条から第94条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第100条において準用する次条、第100条において準用する第30条第1項及び第100条において準用する第53条第2項第2号において「保育所等訪問支援計画」と、第16条第1項中「運営規程」とあるのは「第100条において準用する第94条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第100条において準用する第93条第1項」と、第29条第2項中「第27条第2項」とあるのは「第100条において準用する第93条第2項」と、第30条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項	第100条 第11条、第12条（第4項を除く。）、第14条、第14条の2、第16条から第26条まで、第28条から第30条（第4項及び第5項を除く。）まで、第30条の3、第31条、第32条、第34条、第36条、第37条、第39条、第41条から第43条まで、第45条から第48条まで、第49条第1項、第50条、第51条の2、第51条の3第1項、第52条、第53条及び第92条から第94条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第100条において準用する次条、第100条において準用する第30条第1項及び第100条において準用する第53条第2項第2号において「保育所等訪問支援計画」と、第16条第1項中「運営規程」とあるのは「第100条において準用する第94条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第100条において準用する第93条第1項」と、第29条第2項中「第27条第2項」とあるのは「第100条において準用する第93条第2項」と、第30条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項

改正後	改正前
中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第12条第4項中「第30条第4項に規定する領域との関連性及び障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」とあるのは「地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第41条第1項中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第46条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない。」と、第92条中「、居宅」とあるのは「、施設」と読み替えるものとする。 第101条～附則 （略） <u>附 則（令和8年●月●日条例第●号）</u> <u>この条例は、令和8年12月25日から施行する。</u>	設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第12条第4項中「第30条第4項に規定する領域との関連性及び障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」とあるのは「地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第41条第1項中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第46条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない。」と、第92条中「、居宅」とあるのは「、施設」と読み替えるものとする。 第101条～附則 （略）

【参考】こども性暴力防止法の概要

【参考資料：こども家庭庁HPから抜粋】

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))



制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者	対象業務
学校設置者等 (第2条第3項) 学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者	学校設置者等における教員等 (第2条第4項) 教諭、保育士等
民間教育保育等事業者 (第2条第5項) 学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者	民間教育保育等事業者における教育保育等従事者 (第2条第6項) 塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置	情報管理措置
① 日頃から講ずべき措置 ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項) ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等(第5条第1項等) ・ 児童等が相談を行いやすくするための措置(相談体制等)(第5条第2項等) ・ 研修(第8条等) ② 被害が疑われる場合の対応 ・ 調査(第7条第1項等) ・ 被害児童等の保護・支援(第7条第2項等) ④ 児童対象性暴力等の防止のための措置 ・ ①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)を講じなければならない。 ※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、防止措置を実施。	③ 特定性犯罪前科の有無の確認 ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要 — 学校設置者等の現職者 ➡ 施行から3年以内(第4条第3項) — 民間教育保育等事業者の従事者 ➡ 認定等から1年以内(第26条第3項) ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等) 再犯防止対策 特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置 ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等) ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等) ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等) ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条) ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

全ての事業者が 法律で定める

性暴力防止の取組の 義務がある



- 学校（幼稚園、小中学校、高校等）
- 専修学校（高等課程）
- 認定こども園
- 児童相談所
- 児童福祉施設
（認可保育所、児童養護施設、
障害児入所施設 等）
- 指定障害児通所支援事業
- 乳児等通園支援事業

など

国の「認定」を受けた事業者が 法律で定める

性暴力防止の取組を行う （認定は任意）



- 専修学校（一般課程）・各種学校
- 民間教育事業
（学習塾、スポーツクラブ等）
- 放課後児童クラブ
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 認可外保育事業
- 指定障害福祉サービス事業

など

犯罪事実確認の期限

① 新規採用・配置転換：内定・内示等から従事開始まで

<やむを得ず間に合わない場合の特例（いとま特例）>

- ・ 急な欠員、人事異動等：従事開始から3か月以内に確認
- ・ 合併・新設、国による確認の遅れ等：従事開始から6か月以内に確認

※ 確認が済むまでは、原則こどもと1対1にさせない等の措置をとる必要があります。

② 義務事業の現職者：法施行から3年以内

③ 認定事業の現職者：認定から1年以内

④ 一度確認を受けた者：5年ごとに再確認が必要

犯罪事実確認にかかる時間

- 日本国籍の場合：2週間～1か月程度
- 外国籍の場合：1か月～2か月程度



Q こども性暴力防止法の施行に向けて、**義務対象事業者**が対応すべきことを教えてください。

A 法施行（令和8年（2026）年12月25日）までの最低限の準備として、以下の事項について対応が必要です。

一定の時間を要する事項もあり、早めに準備を進めてください。

1 制度についての従事者等への周知

2 犯罪事実確認・防止措置関係

① 不適切な行為の範囲の検討・確定

※「不適切な行為の範囲」については、従事者とコミュニケーションを図りながら検討しましょう。

② 対象業務従事者の範囲の検討・確定

③ 就業規則等の見直し（※不適切な行為の範囲、懲戒事由等）

④ 採用募集要項等の見直し、採用過程での性犯罪前科の事前確認

3 安全確保措置の実施のための体制整備

① 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知

② 相談体制整備（相談窓口設置・周知等）

③ 従事者向け研修の計画策定・実施

4 情報管理措置

① 情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備

! 上記以外にも準備が望ましい事項についてお示ししているところです。
ガイドライン等を参照の上、更なる対応の検討をお願いします。

「こども性暴力防止法」
がスタートします。

2026年
12月25日
施行予定

こどもに対する性暴力は、断じて許されるものではありません。

学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

事業者求められる取組

- ✓ 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- ✓ こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- ✓ 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

こどもまんなか
こども家庭庁

詳細は実施ガイド
こども家庭庁HP等に確認ください！
関係の事業者向けの
動画やリーフレットを掲載しています